令和七年二月定例県議会報告事項

令和７年２月20日提出

# 令和７年2月定例県議会報告事項

鳥　　取　　県

# 目　　　　　次


報告第１号　議会の委任による専決処分の報告について…………………………………… 1

⑴　損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………… 2

⑵　損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………… 4

報告第２号　鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の一部変更について………… 6

報告第３号　地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について……… 7

報告第４号　長期継続契約の締結状況について……………………………………………… 8

## 報告第１号

# 議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により、これを本議会に報告する。

令和７年２月２０日提出

鳥取県知事　平　井　伸　治

## (1) 専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和７年１月２７日

鳥取県知事　　平　　井　　伸　　治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

１　和解の相手方

境港市　企業

２　和解の要旨

県側の過失割合を１０割とし、県は、損害賠償金９９，０００円を支払うものとすること。

３　事故の概要

(1)　事故発生年月日

令和６年３月１０日

(2)　事故発生場所

境港市中野町地内

⑶　事故の状況

鳥取県境港警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場に進入しようとした際、左側の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置する塀に接触し、同塀を破損させたものである。

## (2) 専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和７年１月２７日

鳥取県知事　　平　　井　　伸　　治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

１　和解の相手方

鳥取市　個人

２　和解の要旨

県側の過失割合を１０割とし、県は、損害賠償金６０，４５６円を支払うものとすること。

３　事故の概要

⑴　事故発生年月日

令和６年１０月３日

⑵　事故発生場所

鳥取市東町一丁目地内

⑶　事故の状況

鳥取県警察本部刑事部捜査第二課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で駐車枠に駐車しようと後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

## 報告第２号

# 鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の一部変更について

鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の一部を変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第７条第９項において準用する同条第７項の規定により、別添のとおり本議会に報告する。

令和７年２月２０日提出

鳥取県知事　　平　　井　　伸　　治

## 報告第３号

# 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について

地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第５４条第２項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数を次のとおり本議会に報告する。

令和７年２月２０日提出

鳥取県知事　　平　　井　　伸　　治

（令和７年１月１日現在）

| 常　勤　職　員　の　区　分 | 人　数 |
|---|---|
| １　常時勤務に服することを要する職員 | ４６人 |
| ２　常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの | １人 |

## 報告第４号

# 長期継続契約の締結状況について

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成１７年鳥取県条例第１２号）第３条の規定に基づき、次のとおり本議会に報告する。

令和７年２月２０日提出

鳥取県知事　　平　　井　　伸　　治

# 長期継続契約の締結状況について

［新規契約］

| 番号 | 契約所属名 | 種類 | 契約対象物品 | 数量 | 契約の相手方 | 契約金額　円 | 契約期間 | 設置場所等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 政策戦略本部デジタル局デジタル改革課 | 物品 | ノートパソコン | 50台 | 米子市両三柳328番地<br>株式会社ケーオウエイ | 935,979 | 令和７年１月14日<br>～令和８年３月31日 | 鳥取県政策戦略本部デジタル局デジタル改革課 |
| 2 | 倉吉総合看護専門学校 | 物品<br>保守 | ノートパソコン | ３台 | 倉吉市広栄町941番地５<br>株式会社衣笠商会 | 752,400 | 令和７年１月10日<br>～令和12年２月28日 | 鳥取県立倉吉総合看護専門学校 |
| 3 | 中部総合事務所 | 物品<br>保守 | ノートパソコン | １台 | 鳥取市商栄町221番地１<br>株式会社愛進堂 | 409,838 | 令和７年１月17日<br>～令和11年１月31日 | 鳥取県倉吉児童相談所 |
| 4 | 中央病院 | 物品<br>保守 | 複合機 | １台 | 鳥取市商栄町221番地１<br>株式会社愛進堂 | 月当たり賃借料<br>4,600円<br>及び使用１枚当たり<br>2.77円 | 令和７年２月１日<br>～令和12年１月31日 | 鳥取県立中央病院 |
| 5 | 中央病院 | 物品<br>保守 | ノートパソコン | 15台 | 米子市両三柳2371番地８<br>ＮＸ・ＴＣリース＆ファイナンス株式会社　山陰営業所 | 284,295 | 令和７年３月１日<br>～令和７年９月30日 | 鳥取県立中央病院 |

この冊子は115部作成し、１部当たりの印刷単価は250円です。